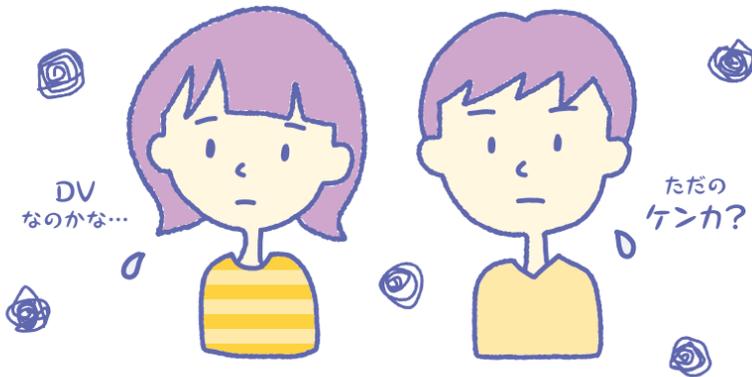


配偶者からの暴力(DV)

～一人で悩んでいませんか?～



DVとは

ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略で、配偶者や恋人などの親密な関係にある人(またはあった人)から受ける暴力のことを言います。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、休業や外出自粛による生活不安・ストレスからDVの深刻化が懸念されています。もし暴力を受け不安や悩みを抱えているときは、一人で抱え込まずご相談ください。また、身の危険を感じたときは、迷わず110番へ連絡してください。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」では、その対象は配偶者や内縁の夫・妻からの暴力とされていますが、離婚後、元の配偶者から引き続き暴力を受けている場合や、同居または同居していた交際相手も対象になります。

DVは、暴力や脅しによって支配関係をつくり、一方的に相手を自分の思い通りにコントロールしようとする関係です。

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

! 様々な暴力の形態

DVは、身体的な暴力ではありません。

- 身体的暴力**：なぐる、ける、髪をひっぱる、物を投げるなど
- 精神的暴力**：怒鳴る、馬鹿にする、無視する、出て行けと言うなど
- 社会的暴力**：外出させない、行動を監視するなど
- 性的暴力**：性行為を強要する、避妊しないなど
- 経済的暴力**：生活費を渡さない、仕事をさせないなど

相談窓口



- 人権政策課**
人権政策課でDV相談、人権相談を行っています。
☎072-433-7160
○平日/午前8時45分～午後5時
- 女性相談(面接相談・要予約)**
夫婦や家族のこと、仕事や子育て、生き方など女性の悩みについて、専門の女性相談員と一緒に解決策を考えます。相談は無料で秘密は守ります。
予約・問合せ先
人権政策課 ☎072-433-7160
○毎月第2・4月曜/午後1時～4時(1人45分)

<大阪府内の配偶者暴力相談支援センター>

- 大阪府女性相談センター**
☎06-6949-6022
○月～日曜/午前9時～午後8時(祝日・年末年始を除く)
☎06-6946-7890
○上記以外の夜間・祝日/電話相談
- 大阪府岸和田子ども家庭センター**
☎072-441-7794
○平日/午前9時～午後5時45分
- 大阪府男性のための電話相談**
☎06-6910-6596
○第1・4水曜および第2・3土曜/午後4時～8時(祝日・年末年始を除く)

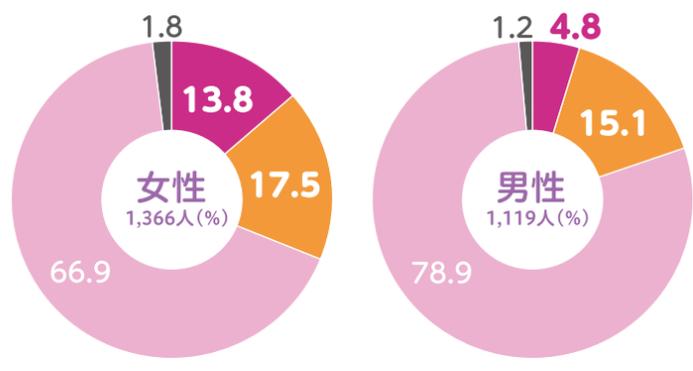
子どもへの影響



DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が振るわれている場合があります。子どもへの直接的な暴力はもちろん、子どもの前で夫婦間で暴力を振るうことも、心理的虐待にあたります。

! 配偶者からの被害経験(性別)

女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けています。



内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成30年)より

ワーク・ライフ・バランス※ (仕事と生活の調和) について考えてみよう!

※国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家族や地域生活においても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

ワーク・ライフ・バランスとは、生活が充実することで仕事がかどったり、仕事がかたくいけば私生活が潤ったりするといった、生活と仕事の好循環を意味します。生活と仕事の割合を決めつけず、状況に応じて希望するバランスを実現できることが大切です。

たとえば...



新型コロナウイルスの影響で、在宅勤務や外出自粛などにより家族で過ごす時間が増え、喧嘩やイライラすることが増えたなどの声もあります。今だからこそ、子どもや家族との絆を深めるいい機会と考え、家事や子育てに取り組んでみてはいかがでしょうか。

